

第6条 (役員を解任された場合の損害賠償請求)

(役員を解任された場合の損害賠償請求)

第六条 役員である公益通報者は、次の各号に掲げる場合においてそれぞれ当該各号に定める公益通報をしたことを理由として第二条第一項第四号に定める事業者から解任された場合には、当該事業者に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 一 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する場合 当該役務提供先等に対する公益通報
- 二 次のいずれかに該当する場合 当該通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関等に対する公益通報
 - イ 調査是正措置(善良な管理者と同一の注意をもって行う、通報対象事実の調査及びその是正のために必要な措置をいう。次号イにおいて同じ。)をとることに努めたにもかかわらず、なお当該通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある場合
 - ロ 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があり、かつ、個人の生命若しくは身体に対する危害又は個人(事業を行う場合におけるものを除く。)の財産に対する損害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由がある場合
- 三 次のいずれかに該当する場合 その者に対し通報対象事実を通報することがその発生又はこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者に対する公益通報
 - イ 調査是正措置をとることに努めたにもかかわらず、なお当該通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - (1) 前二号に定める公益通報をすれば解任、報酬の減額その他不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由がある場合
 - (2) 第一号に定める公益通報をすれば当該通報対象事実に係る証拠が隠滅され、偽造され、又は変造されるおそれがあると信ずるに足りる相当の理由がある場合
 - (3) 役務提供先から前二号に定める公益通報をしないことを正当な理由がなくて要求された場合
 - ロ 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があり、かつ、個人の生命若しくは身体に対する危害又は個人(事業を行う場合におけるものを除く。)の財産に対する損害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由がある場合

1 本条の概要

本条は、役員である公益通報者（法第2条第1項第4号）が、公益通報をしたことを理由として、役員を解任した事業者に対し、解任により生じた損害の賠償を請求することができることを規定し、損害賠償をするための要件を規定するものである。

この要件として、

- ① 第1号に、役務提供先等への公益通報（1号通報）に関する要件
- ② 第2号に、権限を有する行政機関等への公益通報（2号通報）に関する要件
- ③ 第3号に、その他の外部通報先への公益通報（3号通報）に関する要件

が、それぞれ規定されている。

2 本条の趣旨

公益通報をしたことを理由として役員を解任することは、役員に対する不利益な取扱いから除かれており（法第5条第3項）、公益通報をしたことを理由とした役員の解任自体は禁止されない。しかし、公益通報をしたことは解任の正当な理由には当たらず、解任により役員に生じた損害を当該役員に負担させることは適当でないことから、公益通報を理由とした解任により当該役員に生じた損害を、事業者に対して賠償請求できることとして、役員を保護するものである。

役員については、法人との高度な信頼関係に基づく委任又は準委任の関係にあり、当該委任又は準委任の解除、すなわち、解任は、いつでもできるものとされている（民法第651条第1項及び第656条）。他方、民法第709条の規定に基づく損害賠償責任が成立するためには違法性が、民法第415条の規定に基づく損害賠償責任が成立するためには債務者の責めに帰すべき事由が、それぞれ必要とされているところ、役員の解任については、違法性及び委任者の責めに帰すべき事由を有することとはならず、これらの規定に基づく損害賠償責任は成立しないこととなる。

この点、株式会社の役員については、会社法第339条第2項の規定により、その解任について「正当な理由」がある場合を除き、株式会社に対して、解任によって生じた損害の賠償を請求できることとされている。他の法令でも同様の規定が設けられている場合がある（一般社団・財団法人法第70条第2項等）。

しかしながら、本法による保護を与えて通報を促す必要がある役員の方について、同様の規定が設けられているとは限らない。同様の規定が設けられている場合であっても、どのような場合に「正当な理由」が否定されるかの判断が容易でなく、役員が通報に消極的となるおそれがある。

そこで、法第6条各号においては、公益通報をしたことを理由とした役員の解任について、これによって生じた損害の賠償を請求できることとすることで本法による保護を与える必要がある場合として想定されるものを、できるだけ具体的に類型化することにより、通報が保護されるか否かの予測可能性を高め、役員による通報を促すこととされている。

他方で、特殊な事情の存在や今後の事情の変化までを網羅して類型化することは困難であり、同条各号に掲げる場合に該当しない場合であっても、個別具体的な事情によっては「正当な理由」が否定されることも考えられる。また、事案によっては、関連する他の事情（例えば、株主総会の決議の有効性等）と合わせて、個別の法令に基づく損害賠償請求を行う方が、通報者の保護に資する場合も考えられる。

3 本条の解釈

(1) 役務提供先等に対する公益通報（本条第1号）

一 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する場合 当該役務提供先等に対する公益通報

本号は、役員である公益通報者が、その役務提供先又はその役員、従業員等に通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、当該役務提供先に公益通報（内部公益通報／1号通報）をしたことを理由として、事業者から解任された場合に、当該公益通報者が当該事業者に対して損害賠償を請求できる旨を規定するものである。

役員による役務提供先等への公益通報の場合、公益通報をしたことを理由として役員を解任された公益通報者が損害賠償を請求するための要件は、労働者による役務提供先等への公益通報の保護要件と同じである（「生じ、又はまさに生じようとしている」及び「思料する場合」については、法第3条第1号の解説を参照。）。

(2) 権限を有する行政機関等への公益通報（本条第2号）

二 次のいずれかに該当する場合 当該通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関等に対する公益通報

イ 調査是正措置（善良な管理者と同一の注意をもって行う、通報対象事実の調査及びその是正のために必要な措置をいう。次号イにおいて同じ。）をとることに努めたにもかかわらず、なお当該通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある場合

ロ 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があり、かつ、個人の生命若しくは身体に対する危害又は個人（事業を行う場合におけるものを除く。）の財産に対する損害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由がある場合

本号は、公益通報者が、その役務提供先又はその役員、従業員等に通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、当該通報対象事実について権限を有する行政機関等に公益通報

（2号通報）をしたことを理由として、事業者が役員である公益通報者を解任した場合に、当該役員が当該事業者に対して損害賠償を請求できることを規定するものである。

ア 「調査是正措置をとることに努めたにもかかわらず、なお当該通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある場合」（本号イ）

善管注意義務を負う役員については、事業者における不正行為を発見した場合、自ら積極的に法令等によって与えられた権限等を行って、その調査及び是正に当たるべき立場にある。

しかしながら、事業者に対する通報を行ったとしても不正行為を是正できない、又はその是正を期待できない場合、その是正を図るため、事業者の外部に対する通報をする必要がある。

したがって、法律上善管注意義務を負う役員については、取締役会への付議、監査役会への報告その他の善管注意義務の履行として必要な調査を行い、通報対象事実の中止その他是正のために必要と認める措置（調査是正措置）がとられている場合に限り、当該調査是正措置を行ったとしても不正行為を是正できない、又はその是正を期待できないため、権限を有する行政機関等に対する通報が保護の対象とされたものである。

イ 「通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があり、かつ、個人の生命若しくは身体に対する危害又は個人（事業を行う場合におけるものを除く。）の財産に対する損害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由がある場合」（本号ロ）

個人の生命若しくは身体に対する危害又は個人（事業を行う場合におけるものを除く。）の財産に対する損害（回復することができない損害又は著しく多数の個人における多額の損害であって、通報対象事実を直接の原因とするものに限る。）が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由がある場合（法第3条第3号への解説を参照。）には、重大な利益の保護のため速やかに不正行為の是正を図る必要があるため、事業者内部における調査是正措置がとられていないときであっても、保護の対象とされたものである。

ウ 労働者等による権限を有する行政機関等への公益通報に関する保護要件との相違

労働者等による権限を有する行政機関等への公益通報については、公益通報者の氏名等一定の事項を記載した書面を提出する場合にも保護される（法第3条第2号）。他方、役員による行政機関等に対する公益通報については、法律上善管注意義務を負っている関係上、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると「信ずるに足りる相当の理由がある場合」（法第3条第2号）の要件を維持し、公益通報者の氏名等一定の事項を記載した書面を提出する場合における保護要件の緩和をしないこととされた。

○ 役員が有する調査権等の根拠規定の例

[参考] 会社法（平成17年法律第86号）

（業務の執行）

第三百四十八条 取締役は、定款に別段の定めがある場合を除き、株式会社（取締役会設置会社を除く。以下この条において同じ。）の業務を執行する。

2～4 （略）

（取締役会の権限等）

第三百六十二条 （略）

2 取締役会は、次に掲げる職務を行う。

- 一 取締役会設置会社の業務執行の決定
- 二 取締役の職務の執行の監督
- 三 代表取締役の選定及び解職

3～5 （略）

（監査役の権限）

第三百八十一条 監査役は、取締役（会計参与設置会社にあつては、取締役及び会計参与）の職務の執行を監査する。この場合において、監査役は、法務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

2 監査役は、いつでも、取締役及び会計参与並びに支配人その他の使用人に対して事業の報告を求め、又は監査役設置会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監査役は、その職務を行うため必要があるときは、監査役設置会社の子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

4 （略）

（執行役の権限）

第四百十八条 執行役は、次に掲げる職務を行う。

- 一 第四百十六条第四項の規定による取締役会の決議によって委任を受けた指名委員会等設置会社の業務の執行の決定
- 二 指名委員会等設置会社の業務の執行

（業務の執行）

第五百九十条 社員は、定款に別段の定めがある場合を除き、持分会社の業務を執行する。

2・3 （略）

（業務を執行する社員を定款で定めた場合）

第五百九十一条 業務を執行する社員を定款で定めた場合において、業務を執行する社員が二人以上あるときは、持分会社の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、業務を執行する社員の過半数をもって決定する。この場合における前条第三項の規定の適用については、同項中「社員」とあるのは、「業務を執行する社員」とする。

2～6 （略）

[参考] 一般社団・財団法人法（平成18年法律第48号）

（業務の執行）

第七十六条 理事は、定款に別段の定めがある場合を除き、一般社団法人（理事会設置一般社団法人を除く。以下この条において同じ。）の業務を執行する。

2～4 （略）

（理事会の権限等）

第九十条 理事会は、すべての理事で組織する。

2 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- 一 理事会設置一般社団法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 代表理事の選定及び解職

3～5 （略）

（監事の権限）

第九十九条 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、法務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は監事設置一般社団法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、監事設置一般社団法人の子法人に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

4 （略）

（3） その他の外部通報先への公益通報（本条第3号）

三 次のいずれかに該当する場合 その者に対し通報対象事実を通報することがその発生又はこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者に対する公益通報

イ 調査是正措置をとることに努めたにもかかわらず、なお当該通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

（1） 前二号に定める公益通報をすれば解任、報酬の減額その他不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由がある場合

（2） 第一号に定める公益通報をすれば当該通報対象事実に係る証拠が隠滅され、偽造され、又は変造されるおそれがあると信ずるに足りる相当の理由がある場合

（3） 役務提供先から前二号に定める公益通報をしないことを正当な理由がなくて要求された場合

ロ 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があり、かつ、個人の生命若しくは身体に対する危害又は個人（事業を行う場合におけるものを除く。）の財産に対する損害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由がある場合

本号は、公益通報者が、その役務提供先又はその役員、従業員等に通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、「その者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生又はこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者」に公益通報（3号通報）

をしたことを理由として、事業者が役員である公益通報者を解任した場合に、当該役員が当該事業者に対して損害賠償を請求できることを規定するものである。

ア 「調査是正措置をとることに努めたにもかかわらず、なお当該通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があり、かつ、次のいずれかに該当する場合」（本号イ）

役員による権限を有する行政機関等への公益通報と同様、役員については、調査是正措置がとられている場合に限り、当該調査是正措置を行ったとしても不正行為を是正できない、又はその是正を期待できないため、その他の外部通報先に対する通報が保護の対象とされた。

「次のいずれかに該当する場合」として、

- ・ 第1号及び第2号に定める公益通報をすれば解任、報酬の減額その他不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由がある場合（本号イ（1））
- ・ 第1号に定める公益通報をすれば当該通報対象事実に係る証拠が隠滅され、偽造され、又は変造されるおそれがあると信ずるに足りる相当の理由がある場合（本号イ（2））
- ・ 役務提供先から第1号及び第2号に定める公益通報をしないことを正当な理由がなくて要求された場合（本号イ（3））

が規定されており、労働者等が権限を有する行政機関等に公益通報する場合の保護要件を規定した法第3条第3号のうち、同号イ、ロ及びニに相当する。

なお、役員によるその他の外部通報先への公益通報については、「公益通報をすれば、役務提供先が、当該公益通報者について知り得た事項を、当該公益通報者を特定させるものであることを知りながら、正当な理由がなくて漏らすと信ずるに足りる相当の理由がある場合」（法第3条第3号ハ）及び「書面により第一号に定める公益通報をした日から二十日を経過しても、当該通報対象事実について、当該役務提供先等から調査を行う旨の通知がない場合又は当該役務提供先等が正当な理由がなくて調査を行わない場合」（法第3条第3号ホ）に相当する要件は規定されていない。

前者について、役員は、善管注意義務として、不当に役務提供先の利益を侵害しないように行動する義務を負っているため、情報漏えいについて信ずるに足りる相当の理由がある場合、すなわち、解任や報酬の減額等の不利益な取扱いがなされる契機が生じるおそれがあるにとどまる場合であって、公益通報をすれば解任や不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由がある場合にまで至っていない場合は、3号通報として保護することは適当でないことから規定されていない。

後者について、調査是正措置を行ったとしても不正行為を是正できない、又はその是正を期待できないことが前提であることから、本号イでは規定されていない。

イ 「通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があり、かつ、個人の生命若しくは身体に対する危害又は個人（事業を行う場合におけるものを除く。）の財産に対する損害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由がある場合」（本号ロ）

役員による権限を有する行政機関等への公益通報（法第6条第2号ロ）の場合と同様に、重大な利益の保護のため速やかに不正行為の是正を図る必要があるため、事業者内部における調査是正措置がとられていないときであっても、保護の対象とされた。

○ 解任によって生じた損害の賠償を請求することができる旨の他の法令の規定の例

[参考] 会社法（平成17年法律第86号）

（解任）

第三百三十九条 役員及び会計監査人は、いつでも、株主総会の決議によって解任することができる。

2 前項の規定により解任された者は、その解任について正当な理由がある場合を除き、株式会社に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる。

（執行役の解任等）

第四百三条 執行役は、いつでも、取締役会の決議によって解任することができる。

2 前項の規定により解任された執行役は、その解任について正当な理由がある場合を除き、指名委員会等設置会社に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる。

3 第四百一条第二項から第四項までの規定は、執行役が欠けた場合又は定款で定めた執行役の員数が欠けた場合について準用する。

[参考] 一般社団・財団法人法（平成18年法律第48号）

（解任）

第七十条 役員及び会計監査人は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができる。

2 前項の規定により解任された者は、その解任について正当な理由がある場合を除き、一般社団法人に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる。

[参考] 資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）

（解任）

第七十四条 役員及び会計監査人は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができる。

2 前項の規定により解任された者は、その解任について正当な理由がある場合を除き、特定目的会社に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる。

3・4 （略）

[参考] 保険業法（平成7年法律第105号）

（解任）

第五十三条の八 相互会社の役員及び会計監査人は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができる。

2 前項の規定により解任された者は、その解任について正当な理由がある場合を除き、相互会社に対し、解任によ

第6条（役員を解任された場合の損害賠償請求）

って生じた損害の賠償を請求することができる。

（執行役の解任等）

第五十三条の二十七 執行役は、いつでも、取締役会の決議によって解任することができる。

2 前項の規定により解任された執行役は、その解任について正当な理由がある場合を除き、指名委員会等設置会社に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる。

3 （略）

[参考] 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）

（解任）

第五条の二十一 役員は、いつでも、総会の決議によつて解任することができる。

2 前項の規定により解任された者は、その解任について正当な理由がある場合を除き、協業組合に対し、解任によつて生じた損害の賠償を請求することができる。

[参考] 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）

（役員解任）

第二十四条の三 役員は、いつでも、総会の議決によつて解任することができる。

2 前項の規定により解任された者は、その解任について正当な理由がある場合を除き、酒類業組合に対し、解任によつて生じた損害の賠償を請求することができる。

[参考] 医療法（昭和23年法律第205号）

第四十六条の五の二 社団たる医療法人の役員は、いつでも、社員総会の決議によつて解任することができる。

2 前項の規定により解任された者は、その解任について正当な理由がある場合を除き、社団たる医療法人に対し、解任によつて生じた損害の賠償を請求することができる。

3～5 （略）